

# 農業者の豊かな老後を！

～あなたの老後生活への備えは十分ですか？～



農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ① 年間60日以上農業に従事
- ② 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）
- ③ 60歳以上65歳未満（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者のみ）

農業者としての加入要件は農業従事日数だけですので、この要件を満たせば農業経営者のもとより、その配偶者や後継者などの家族、農業従事者や農家のパートさんも加入することができます。

## 農業者年金の特徴とメリット

- ① 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い
- ② 保険料は、月額2万円から6万7千円の間で自由に決められる（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円から）
- ③ 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象
- ④ 裁定後から終身（生涯）において一定金額を受け取ることができる年金（80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある）
- ⑤ 途中脱退、再加入も可能

## 農業者年金のお問合せは

- 農業委員会事務局 (0475-20-1530)
- JA 長生茂原支所 (0475-24-5118)
- JA 長生本納支所 (0475-34-2233)
- 農業者年金基金専門相談員 (03-3502-3199)



## 全国農業新聞

全国農業新聞は、農業総合専門誌です。農業の「経済と暮らしに役立つ」情報をお届けします。

発行所：全国農業会議所  
 発行日：毎週金曜日  
 購読料：月額700円  
 申込先：農業委員会事務局



## 第49号

# 茂原市 農業委員会だより



発行 茂原市農業委員会 / 編集 農業委員会事務局 電話0475-20-1530

## 遊休農地（耕作放棄地）の発生防止・解消にご協力を！



市内の農地面積のおよそ9%が遊休農地となっています。

農地に雑草等が繁茂していると、近隣住民に迷惑をかけてしまうほか、周りの農地の作物にも影響を及ぼします。遊休農地を増やさないためにも、農地の適正管理（除草や耕運等）をお願いします。



また、遊休農地の実態把握及び発生防止・解消を目的として、8月から10月に農業委員・農地利用最適化推進委員にて農地の利用状況調査を実施しました。調査の結果、遊休農地と判断された農地の所有者に対して、**農地の利用意向調査を翌年1月から2月頃に実施します**のでご協力をお願いします。

ご理解とご協力をお願いします。





地域計画?



# 地域計画って何だろう?



～ 5年後 10年後の地域農業 を未来に繋げるために～

## 見えてくる地域の現状と不安

所有者

あと何年農業ができるだろう?  
後継者もないから、農地をどうしたらよいか。

農地を相続したけど管理ができない。  
これからどうすればいいのか。

農業者の高齢化が進み、  
遊休農地が増えてしまう。



耕作しやすい農地を探して  
いるけど見つからない。

耕作している農地の近くに、借り受けることは  
できないだろうか?

耕作されている農地を耕せるうちに、借り受ける  
ことができれば...

担い手

## 地域の現状と悩みを話し合う

地域で話題にすることで、みんなが現状と問題を共有し、継続した話し合いにより作り上げた計画が、**地域計画（農地利用の設計図）**になります。



## 地域計画で検討する内容

● 集落の代表や後継者、担い手などで話し合いましょう

### 1 地域計画の区域

○旧町村・大字・集落を基準として市が設定

### 2 地域農業の将来の在り方

- 地域の実情を踏まえた目指すべき地域農業
- 生産する農畜産物・栽培方法
- 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### 3 地域農業の未来設計図（目標地図）

○効率的に農作業が行えるよう、農地の集積と集約

### 4 3に掲げる目標を達成するための具体的な取組

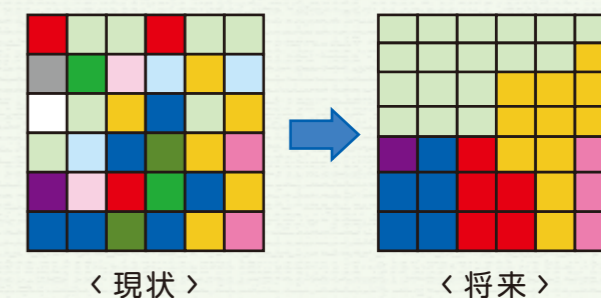
- 農地の集積・集約化の取組
- 農地中間管理機構の活用
- 基盤整備事業への取組
- 地域を支える多様な経営体の確保・育成の取組
- 農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組 など

担い手を含め、  
集落の代表者や後継者、  
多様な経営体を交えて、  
何度も話し合っていく  
ことが重要



## 目標地図の作成

地域で協議した結果を踏まえて、農地1筆毎に将来誰が耕作するかを明確化したもので、効率的に農作業が行えるよう、耕作者ごとに農地のまとまりがある状態（集約化）を目指します。



「地域計画」について、内容の説明や、話し合いの手伝い等のご要望がありましたら各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員または農政課、農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。

お問合せ先 農政課 (0475-20-1526) 農業委員会事務局 (0475-20-1530)